

答 申 第 604 号

平成 28 年 12 月 6 日

神戸市交通事業管理者 佐 藤 一 郎 様

神戸市個人情報保護審議会

会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 6 日付け神交経第 123 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 ICOCA 定期券及び小児 ICOCA の利用者情報を電子計算機処理し、新たに神戸市交通局において発売できるようにすることは、市バス及び市営地下鉄利用者の利便性向上を図るものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

ICOCA 定期券等の導入にかかる地下鉄・バス乗車券システムの変更について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【ICOCA 定期券情報】

定期券発行番号
定期券種別 (大人・小人・通勤・通学)
定期券有効期間
定期券有効区間
定期券発売額
定期券決済種別
定期券発売場所

【ICOCA 利用者情報 (ICOCA 定期券・小児 ICOCA)】

氏名
生年月日
カナ氏名
性別
電話番号

答 申 第 605号

平成 28年 12月 6日

神戸市交通事業管理者 佐 藤 一 郎 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、平成28年12月6日付け神交経第123-2号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ICOCA定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 神戸市交通局と JR 西日本との間をオンライン化して、双方で一定の情報連携を行うことは、神戸市交通局で新たに ICOCA 定期券及び小児 ICOCA を発売し、市バス及び市営地下鉄利用者の利便性の向上を図るにあたり不可欠であり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。
また、電子計算機結合により、個人情報を提供する JR 西日本との間では、提供する個人情報が適正に取扱われるよう、必要な措置を講じられたい。

ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

【ICOCA 定期券情報】

定期券発行番号
定期券種別 (大人・小人・通勤・通学)
定期券有効期間
定期券有効区間
定期券発売額
定期券決済種別
定期券発売箇所

【ICOCA 利用者情報 (ICOCA 定期券・小児 ICOCA)】

氏名
生年月日
カナ氏名
性別
電話番号